

公 示 送 達 書

沼津市公告第 84 号

下記の送達すべき書類が本人の住（居）所不明のため（本人の住（居）所への送達
が困難な事情にあるため）送達できませんので、当市役所市民福祉部国民健康保険課
に保管してありますから、御連絡があれば直ちに交付します。

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 112条の規定において
準用する地方税法（昭和25年法律第 226号）第20条の 2 第 1 項の規定によりこの旨公
示送達します。

令和 8 年 10 月 2 日

沼津市長 頼重 秀一

記

静岡県後期高齢者医療保険料 特別徴収開始通知書 公示送達リスト

	送達を受けるべき者の 氏 名 ・ 名 称	送 達 す べ き 書 類 の 名 称	備 考
1	有村 義明	静岡県後期高齢者医療保険料特別徴収開始通知書	
2	矢木 雅子	静岡県後期高齢者医療保険料特別徴収開始通知書	
3	朝香 マリア	静岡県後期高齢者医療保険料特別徴収開始通知書	
4	長田 哲雄	静岡県後期高齢者医療保険料特別徴収開始通知書	

静岡県後期高齢者医療保険料仮徴収開始通知書 公示送達リスト

	送達を受けるべき者の 氏 名 ・ 名 称	送 達 す べ き 書 類 の 名 称	備 考
1	坂倉 茂	静岡県後期高齢者医療保険料仮徴収開始通知書	
2	富山 賢二	静岡県後期高齢者医療保険料仮徴収開始通知書	
3	長田 哲雄	静岡県後期高齢者医療保険料仮徴収開始通知書	
4	有村 義明	静岡県後期高齢者医療保険料仮徴収開始通知書	

注意 上記の書類を受領しないときは、高齢者の医療の確保に関する法律第 112条の規定において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、上記の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。